

平成 2 1 年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率報告書

竹 原 市

目 次

1 平成21年度決算に基づく健全化判断比率報告書

.....	1
(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5

2 平成21年度決算に基づく資金不足比率報告書

.....	6
(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7
(3) 法非適用企業	8

1 平成21年度決算に基づく健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成21年度決算 健全化判断比率	—	—	11.2	29.3
(早期健全化基準)	(14.02)	(19.02)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(40.00)	(35.0)	—

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	13,321,613	12,815,076	506,537	224,412	282,125
貸付資金特別会計	12,368	12,310	58	0	58
港湾事業特別会計	47,560	41,182	6,378	0	6,378
公共用地先行取得 事業特別会計	0	0	0	0	0
合 計	13,381,541	12,868,568	512,973	224,412	288,561

注 一般会計及び貸付資金特別会計は、純計後の数値で算定している。

(単位：千円)

イ 標準財政規模	7,081,305
うち、臨時財政対策債発行可能額	412,207

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—	※実質収支比率 4.07%
-----------------	----------	----------------------

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

アのE欄の合計 (※マイナスの場合のみ)

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分		金 額	備 考
ア	一般会計等の実質収支額の合計	288,561	(1) アのE欄の合計
イ	公営事業会計の実質収支額 (①+②+③+④)	170,438	
	① 国民健康保険特別会計	164,514	
	② 老人保健特別会計	4,953	
	③ 介護保険特別会計	416	
	④ 後期高齢者医療特別会計	555	
ウ	公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額 (⑤+⑥)	945,348	資金不足額がある場合はマイナス計上
	⑤ 水道事業	945,348	
	⑥ 公共下水道事業特別会計	0	
エ	標準財政規模	7,081,305	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

才	連結実質赤字比率	—	※連結実質収支比率 19.83%
---	----------	---	---------------------

注 連結実質赤字額がない場合は、「－」を記載している。

【算定方法】

[ア+イ+ウ] (※マイナスの場合のみ)

連結実質赤字比率　才　＝　_____

(4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	971,726	※繰上償還及び満期一括償還元金除く。
イ 準元利償還金	335,515	公営企業債繰入金 債務負担行為
ウ 基準財政需要額に算入された公債 費及び準公債費	723,957	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正
エ 標準財政規模	7,081,305	臨時財政対策債発行可能額を 含む。

(単位：%)

オ 実質公債費比率（単年度）	9.2	H19 12.9% H20 11.8%
カ 実質公債費比率（3か年平均）	11.2	（前年度 11.8%）

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率（単年度）} \quad \text{オ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - [\text{ウ}]}{\text{エ} - \text{ウ}}$$

(5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	8,799,960	一般会計, 貸付資金特別会計
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	27,197	準元利償還金
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	4,627,515	公共下水道事業特別会計への繰入れ見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	554,294	広島中央環境衛生組合分負担見込額
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	2,617,344	水道課を除く全会計職員及び東広島市消防職員(竹原市分)
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	1,683	公的信用保証制度融資に係る損失補償等
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	5,040,371	財政調整基金, 減債基金等
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	507,854	住宅使用料, 地域総合整備資金貸付元金償還金等
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	9,215,122	
シ 標準財政規模	7,081,305	臨時財政対策債発行可能額を含む。
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	723,957	

(単位：%)

セ	将来負担比率	29.3	(前年度 54.0%)
---	--------	------	-------------

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

2 平成21年度決算に基づく資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	法適用企業	法非適用企業
	水道事業	公共下水道事業特別会計
平成21年度決算 資金不足比率	—	—
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(2) 法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
水道事業会計	39,385	0	984,733	△945,348

注1 流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。

注2 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

注3 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収益の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
水道事業会計	721,468	227	721,241	

③ 資金不足比率

(単位：%)

水道事業会計	—	※資金剰余比率 131.1%
---------------	----------	-----------------------

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスは、資金剰余額となる。)

$$\text{資金不足比率 ③} = \frac{\quad}{G}$$

(3) 法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
公共下水道事業 特別会計	611,747	0	611,747	0

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収益の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
公共下水道事業 特別会計	91,094	0	91,094	

③ 資金不足比率

(単位：%)

公共下水道事業特別会計	—	※資金剰余比率 0%
-------------	---	------------

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスは、資金剰余額となる。)

$$\text{資金不足比率 ③} = \frac{\text{D}}{\text{G}}$$